

令和4年5月26日
 子ども・若者部
 子ども家庭課

児童手当における制度改正について

1. 主旨

児童手当の特例給付について、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り支給することとする「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」(令和3年法律第50号)の規定が、令和4年6月1日に施行され、これに併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務が一部を除き廃止されることから、区の対応について報告する。

2. 改正内容

- (1) 令和4年10月支給分から、特例給付の対象者のうち所得額が一定以上の者を支給対象外とする。
- (2) 毎年提出を求めている現況届を原則廃止する。

3. 特例給付の対象者に係る所得上限の創設について

(1) 概要

これまで、一定の所得以上の方については、特例給付を行ってきたが、本改正により一定の額以上の高所得者については特例給付の対象外とすることとされた。

一定の額以上の高所得については、子ども2人と年収103万円以内の配偶者がいる場合で年収1,200万円等とする基準額が規定されている。(別紙資料参照)

(2) 改定後の支給額

児童手当 所得制限限度額(A) 未満の場合	3歳未満		15,000円/月
	3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円/月
		第3子以降	15,000円/月
	中学生		10,000円/月
特例給付 所得制限限度額(A)以上で所得上限限度額(B)未満の場合			一律5,000円/月
所得上限限度額(B)以上の場合			支給なし(該当者 約 17,000世帯見込み)

(3) 所得上限限度額(B)以上により支給対象外となった方への区の対応について

- ①令和4年6月分(10月支給分)からの受給資格が消滅するので、消滅通知書を発送する。
- ②次年度以降、所得が所得上限限度額(B)未満になった場合、改めて認定請求書の提出等が必要となるため、消滅通知書にその旨を記載したパンフレットを同封し、申請を勧奨する。

4. 現況届の一律の届出義務廃止（提出の省略）について

（1）制度の見直し

児童手当等の支給を受けている者は、全員毎年6月1日から30日までの間に、児童手当現況届を提出することとされていたが、公簿等によって一般受給者の支給に係る所得情報等について確認ができる場合には、令和4年分の現況届から提出を省略できるととされた。

（2）引き続き令和4年6月以降も現況届の提出が必要な方

公募等によって確認することができない方については、引き続き提出を求めるものとする。

例) ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が区と異なる方

②支給要件児童の戸籍や住民票がない方

③離婚協議中で配偶者と別居されている方 など

5. 今後のスケジュール（予定）

令和4年5月31日 制度改正のお知らせ発送（約67,000件）

現況届発送（約300件）

令和4年8月上旬 令和4年度児童手当・特例給付認定通知書発送（約50,000件）

令和4年度消滅通知書発送（約17,000件）

所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が、下記表の所得制限限度額（A）未満の場合、児童手当支給額を、所得が所得制限限度額（A）以上所得上限限度額（B）未満の場合、特例給付（児童1人当たり一律5,000円）を支給する。所得上限限度額（B）以上の場合、児童手当等は支給されない。

扶養親族などの数 ※1		所得制限限度額（A）		所得上限限度額（B）	
		所得額 （万円）	収入額の目安 ※2（万円）	所得額 （万円）	収入額の目安 ※2（万円）
0人	前年度末に児童が生まれていない場合 等	622	833.3	858	1071
1人	児童1人の場合 等	660	875.6	896	1124
2人	児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等	698	917.8	934	1162
3人	児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等	736	960	972	1200

※1 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となる。

※2 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算している。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認する。